

## 地域再生計画

### 1 地域再生計画の名称

いつまでも住み続けたくなるまちづくり計画

### 2 地域再生計画の作成主体の名称

滋賀県及び滋賀県栗東市

### 3 地域再生計画の区域

滋賀県栗東市の全域

### 4 地域再生計画の目標

#### 4-1 地域の現況

本市は古来より東海道、中山道が通過し、現在は名神高速道路、国道1号・8号など国土幹線が横断する国土軸の中にあり、京阪神、中京、北陸地域の道路ネットワークの結節点となっている。また、JR琵琶湖線、JR草津線などの鉄道を有し、全国有数の交通の要衝となっている。

こうした交通条件の良さなどを背景として、企業立地が進むとともに、この企業進出と合わせた定住者や通勤者の増加が地域内での労働力を支えている。これを受けて本市産業は、特定の製造業の業種に偏らず運輸・倉庫・卸小売業などの業種も加わり、地域に厚みのある産業構造が構成されている。

また、市域の南部には山地が広がり、三上・田上・信楽県立自然公園として指定されるなど、美しく豊かな自然が残り、金勝寺をはじめとする山岳仏教寺院等を有し、宗教文化を伝える数多くの国・県指定の有形文化財が残されている。

本市の人口は、昭和35年より継続して増加し、特に若い世代の流入世帯の増加と相まって令和元年には合計特殊出生率が2.02となり全国的にも高い状況にある。

#### 4-2 地域の課題

平成12年以降、経年的には20歳代から30歳代の流入人口の伸びが鈍化し、40歳代以降の人口は流出傾向が見られ、令和17年をピークに人口減少に転じると予測されており、長期的な人口を安定させ、将来にわたって地域の活力を生み出す取り組みが必要である。

また、林道施設については、経年劣化により老朽化が進んでいる橋梁について、安全・安心な森林施業を確保する観点から対策が必要となっている。

#### 4-3 計画の目標

国土幹線と接続する市道整備により更なる道路ネットワークを構築し、良好な住環境

による人口の定着や新たな企業進出による雇用の創出、林道整備による森林施業の効率化と山地に集積する農林業関連施設と連携した交流人口の増加を目指す。

また、林道機能の保全による防災・減災を図る。

(目標1) 工業団地への企業進出による就業者数

0人(令和3年度)→180人(令和8年度)

(目標2) 林道整備による施業の効率化(木材運搬効率の向上)

10分(令和3年度)→9分(令和8年度)

(目標3) 農林業関連施設など地域資源への交流活性化による観光入込客数の増加

3.40万人(令和3年度)→3.55万人(令和8年度)

## 5 地域再生を図るために行う事業

### 5-1 全体の概要

本地域の平地部は、名神高速道路、国道1号・8号など国土幹線が横断する交通の要衝であり先端産業や流通産業をはじめ様々な業種の産業が集積しているが、慢性的な渋滞の発生により企業の輸送能力の低下や、生活道路への通過車両の流入により住環境の向上に支障をきたし、ストック効果を十分に発揮できない状況である。また、南部の山地部では、琵琶湖まで見渡せる眺望の近江湖南アルプス自然休養林が広がり、周辺地域には奈良時代に開祖し平安仏教の一翼を担っていた金勝寺、道の駅こんぜの里りっとうをはじめとした農林業関連施設などが集積しており、地域資源を活かした観光振興と、森林の多目的機能の保全や活用が求められている。

こうしたことから、現在進められている国道バイパスの国土幹線や県道の広域幹線と併せ、市道出庭林線及び市道上砥山2号幹線、中村街区2号線を国道バイパスに接続することで、市内唯一の南北の幹線である主要地方道栗東信楽線との道路ネットワークを構築することにより更なるストック効果の発揮と、その地勢的優位性を活かした栗東市東部地区工業団地及び市道東部六地藏東西線の整備に伴う企業立地促進により雇用機会の創出を図る。また、林道金勝線他2線を改良・保全整備することにより、地域資源を活かした観光者の受け入れ環境と林業者の施業効率向上を図り、併せて春秋の行楽期にはJR草津線手原駅から旧和中散本舗や道の駅こんぜの里りっとうを経由し金勝寺を結ぶ「こんぜめぐりちゃんバス」運行の安全確保を図る。

よって、交通利便性のある都市部と自然豊かな山村部が調和する本市全体の活性を図り、いつまでも住み続けたいまちを目指すものである。

### 5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

#### (1) 地方創生道整備推進交付金【A3008】

対象となる施設は以下のとおりで、事業開始に係る手続等を完了している。

なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・市道 道路法に規定する市道に認定済み。( ) 内は認定年月日。  
 出庭林線 (平成 31 年 4 月 1 日)  
 上砥山 2 号幹線 (昭和 60 年 3 月 22 日)  
 中村街区 2 号線 (昭和 60 年 3 月 22 日)  
 東部六地藏東西線 (令和 3 年 12 月 22 日)
- ・林道 森林法による湖南地域森林計画書 (令和 3 年策定) に路線を記載。  
 金勝線
- ・林道の保全対策  
 平谷線、岩坪線

**[施設の種類] [事業主体]**

- ・市道 栗東市
- ・林道 栗東市

**[事業区域]**

- ・栗東市

**[事業期間]**

- ・市道 令和 4 年度～令和 8 年度
- ・林道 令和 4 年度～令和 8 年度

**[整備量及び事業費]**

- ・市道 2.94 k m
- ・林道 2.50 k m  
 林道の保全対策 (保全整備) 3 箇所
- ・総事業費 2,064,500 千円 (うち交付金 1,030,450 千円)  
 市道 2,035,500 千円 (うち交付金 1,017,750 千円)  
 林道 29,000 千円 (うち交付金 12,700 千円)  
 うち林道の保全対策 20,000 千円 (うち交付金 10,000 千円)

**[事業の実施状況に関する客観的な指標及び評価の方法]**

(令和/年度)	基準年 (R3)	R4	R5	R6	R7	R8
指標 1 観光地までのアクセス改善 国道 8 バイパス～道の駅の所要時間	19 分	19 分	19 分	19 分	16 分	16 分
指標 2 木材運搬効率の向上						

展望台～県道の所要時間	10分	10分	10分	9分	9分	9分
指標3 林道老朽化対策の推進						
老朽化対策進捗率	0%	0%	20%	30%	40%	50%

毎年度終了後に栗東市の職員が必要な調査等を行い、速やかに状況を把握する。

#### [事業が先導的なものであると認められる理由]

(政策間連携)

市道及び林道を一体的に整備することにより、個別に整備するのに比べて、効率的かつ効果的な施設配置が可能となり、観光地へのアクセス向上、林業の振興といった地域再生の目標達成により資するという点で、先導的な事業となっている。

市道出庭林線、上砥山2号幹線、中村街区2号線、東部六地藏東西線及び林道金勝線、平谷線、岩坪線は、栗東市国土強靱化地域計画に明記された事業である。

(その他の理由)

本事業は、国道バイパスの国土幹線や県道の広域幹線と併せた道路ネットワークの構築により、企業立地促進による雇用機会の創出、定住者の増加を促進するという観点で整備を行うことから、先導性が高い事業となっている。

### 5-3 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「いつまでも住み続けたくなるまちづくり計画」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

#### 5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当無し

#### 5-3-2 支援措置によらない独自の取組

##### (1) 企業立地推進事業

内 容 市内に工場等を新設及び増設等に際して要したインフラ施設の整備に係る額に相当する額を、投下固定資本の額の100分の1の額を限度として助成する。

実施主体 栗東市

実施期間 令和3年7月～

##### (2) 栗東観光案内所事業

内 容 本市の魅力と観光情報発信の拠点として来訪者に対し観光情報の提供を行い、併せて本市の歴史・文化・地場産業の紹介、展示、特名商品の

販売等を行い、観光客の利便性向上を図る。

実施主体 栗東市

実施期間 令和3年4月～令和4年3月（毎年）

### （3）めぐりちゃんバス運行事業

内 容 市内の観光スポット間の移動手段として、春季および秋季の土日祝日に、JR手原駅から停留所を経由して金勝寺まで巡回バスを運行する。

実施主体 一般社団法人栗東市観光協会

実施期間 春季（4月から6月まで）および秋季（9月中旬から11月下旬まで）の土曜日、日曜日、祝日の運行。

### （4）栗東市立自然活用総合管理棟管理運営事業（道の駅こんぜの里りっとう）

内 容 中山間地農業の振興を図るとともに豊かな自然を活用し学童を含む都市生活者と農業者との対話、交流により、農業、農村が果たしている社会的役割の認識を深め、併せて憩いの場を提供する。

実施主体 栗東市、滋賀南部森林組合（指定管理者）

実施期間 令和3年4月～令和4年3月（毎年）

### （5）こんぜの里バンガロー村管理運営事業

内 容 恵まれた地域資源の効果的な活用をもとに、自然にふれあう農林業体験及び野外活動を通じて、学童の豊かな情操形成や都市生活者との交流を深め、もって地域の活性化と活力ある農林業を展開する。

実施主体 栗東市、滋賀南部森林組合（指定管理者）

実施期間 令和3年4月～令和4年3月（毎年）

### （6）栗東市立森林体験交流センター管理運営事業（森遊館）

内 容 中山間地の森林資源を活かし、林業体験活動等を通じて、山村地域社会における農山村と都市の人々との交流を深めるとともに、地域林業者の就労機会の拡大により経営基盤の安定化と地域林業の活性化の促進に寄与する。

実施主体 栗東市、滋賀南部森林組合（指定管理者）

実施期間 令和3年4月～令和4年3月（毎年）

### （7）栗東市立自然体験学習センター管理運営事業（森の未来館）

内 容 栗東の豊かな自然の中で集団活動と宿泊研修を通じて豊かな心を育み、明るくたくましい青少年を育成するとともに生涯学習の振興を図る。

実施主体 栗東市、滋賀南部森林組合（指定管理者）

実施期間 令和3年4月～令和4年3月（毎年）

#### （8）栗東市立農林業技術センター管理運営事業

内 容 農林業者の健康増進、農林業技術の向上及び生活環境の改善を図るとともに、農村コミュニティーの醸成に資する。

実施主体 栗東市、滋賀南部森林組合（指定管理者）

実施期間 令和3年4月～令和4年3月（毎年）

#### （9）栗東市放置林防止対策境界明確化事業

内 容 森林の境界が不明確であることが主たる原因で適正な森林管理が実施できない放置された森林を一定のまとまった区域において境界の明確化等を行う。

実施主体 栗東市

実施期間 令和3年4月～令和4年3月（毎年）

#### （10）森林環境学習「やまのこ」事業

内 容 県内小学4年生を対象に琵琶湖と森林をつなぐ体験学習を実施する。森林への理解と関心を深めるとともに、人と豊かにかかわる力をはぐくむため、学校教育の一環として、自然体験学習センターおよびその周辺で体験型の学習を実施する。（滋賀県支援事業）

実施主体 栗東市

実施期間 令和3年4月～令和4年3月（毎年）

#### （11）森林環境保全整備事業

内 容 面的にまとめて計画的に行う搬出間伐等の森林施業と、これと一体となった森林作業道の開設を行う。（林野庁支援事業）

実施主体 滋賀南部森林組合

実施期間 令和3年4月～令和4年3月（毎年）

#### （12）造林育林推進事業

内 容 森林の持つ多面的機能を最大限発揮させるため、下刈り、枝打ち、間伐などの森林施業を促進する。

実施主体 滋賀南部森林組合

実施期間 令和3年4月～令和4年3月（毎年）

### (13) 林道維持管理

内 容 林業生産活動に必要となる林道について、適正な維持管理と危険個所の改修により、通行の安全を確保する。

実施主体 栗東市

実施期間 令和3年4月～令和4年3月（毎年）

### (14) 栗東農畜産物処理加工施設管理運営事業（道の駅アグリの郷栗東）

内 容 稲作を基幹とした農業の持続的な発展と水田農業活性化対策との整合性を図る中で、適地適作を基本に集落ぐるみによる集団転作等を推進し、農業生産技術の向上と転作の定着化を促進し、農業の担い手の育成・確保を図るとともに、転作作物を利用した加工品の製造・販売及び野菜の直売を行うことにより、農業後継者等の育成と雇用機会の増加を図り、地域の特性を活かした魅力ある農業の振興を図る。

実施主体 栗東市、アグリの郷栗東(株)（指定管理者）

実施期間 令和3年4月～令和4年3月（毎年）

## 6 計画期間

令和4年度～令和8年度

## 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

### 7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

4に示す地域再生計画の目標については、計画期間の中間年度及び計画年度終了後に滋賀県及び栗東市が必要な調査等を行い、速やかに状況を把握する。

定量的な目標に関わる基礎データは、栗東市の道の駅利用者数のデータを用い、中間評価、事後評価の際には、指標とする数値の収集方法により得られた数値の集計を行うこと等により、栗東市まち・ひと・しごと創生本部会議等において評価を行う。

### 7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

	令和3年度 (基準年度)	令和6年度 (中間年度)	令和8年度 (最終目標)
目標1 企業進出による就業者数	0人	90人	180人
目標2 森林施業の効率化（輸送効率の向上）	10分	9分	9分
目標3 観光入込客数の増加	3.40万人	3.49万人	3.55万人

(指標とする数値の収集方法)

項 目	収集方法
企業進出による就業者数	進出企業への聞き取り
森林施業の効率化（輸送効率の向上）	栗東市が実施する調査により
観光入込客数の増加	道の駅こんぜの里りっとうの利用者数（レジ通過者数）を集計

・目標の達成状況以外の評価を行う内容

1. 事業の進捗状況
2. 総合的な評価や今後の方針

### 7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

4に示す地域再生計画の目標については、中間評価及び事後評価の内容を、速やかにインターネット（栗東市のホームページ）の利用により公表する。